

A 2 - 6 1

5 年 保 存 ( 常 )  
( 令 和 11 年 12 月 31 日 まで )

F N . A 2 - 6 - 0

鹿 総 第 3 0 4 3 号

鹿 会 第 3 0 2 4 号

鹿 人 少 第 3 0 1 1 号

鹿 刑 企 第 3 0 1 3 号

鹿 捜 一 第 3 0 0 9 号

鹿 組 対 第 3 0 1 3 号

鹿 交 指 第 3 0 0 8 号

鹿 公 第 3 0 1 1 号

令 和 6 年 8 月 1 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担 当	被 害 者 支 援 室	TEL	■
-----	-------------	-----	---

犯罪被害者遺族に対する弔慰経費の支出要領について（通達）

犯罪被害者遺族への支援活動に伴う必要な弔慰経費については、下記の支出要領に基づき運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達は、令和6年8月1日から施行する。

記

## 1 目的

この要領は、警務部総務課被害者支援室員及び「鹿児島県警察指定被害者支援要員制度実施要領の改正について（通達）」（平成29年12月22日付け鹿相第152号ほか）に規定する指定被害者支援要員が、犯罪被害者（交通事故を含む。）の遺族に対して行う供花等の費用（以下「弔慰経費」という。）の支出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 対象事件

(1) 次に掲げる罪に当たる身体犯の事件

- ア 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪）
- イ 強盗致死罪（刑法第240条の罪）
- ウ 強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪）
- エ 不同意わいせつ等致死罪（刑法第181条の罪）
- オ 逮捕等致死罪（刑法第221条の罪）
- カ 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- キ アからカ以外の罪で、結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの

(2) 交通死亡事故事件

ア 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

イ 危険運転致死罪及び無免許危険運転致死罪

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）同法第2条、第3条及び第6条第2項に該当する事件

3 事前協議等

事件主管課長又は署長（以下「署長等」という。）は、対象事件が発生し、弔慰経費の支出を公費負担する必要があると認める場合は、総務課長と事前に協議すること。

(1) 対象事由

総務課長は、次に掲げる場合において、対象物品に係る費用の支出を認定するものとする。

- ア 被害者の通夜又は葬儀において弔慰を行う場合
- イ 被害者遺族宅を訪問し弔意を表す場合
- ウ 犯罪等の現場において弔意を表す場合
- エ その他総務課長が必要と認めた場合

(2) 対象物品

原則として、供花又は供物としての生花、線香又は供物とする。ただし、犯罪被害者遺族の心情に寄り添う円滑な支援活動に資すると認められるもので、総務課長が必要と認める場合は、その他の物品の購入に必要な費用も含むものとする。

4 支出負担の上限

原則として一事件につき1回の支出とし、3,000円（消費税を含む。）を限度とする。

## 5 支出手続

- (1) 署長等は、対象物品を購入した業者からの請求書を受理後、速やかに「甲 慰経費の予算配賦について（依頼）」（別記様式、以下「予算配賦依頼書」という。）を作成し、請求書の写しを添付の上、総務課長に申請すること。
- (2) 申請を受けた総務課長は、予算配賦依頼書に基づき警務部会計課長に予算令達を依頼すること。

支払に関する事務処理については、高速道路交通警察隊又は各署の会計担当において行うものとし、支払については、金融機関への口座振替払いにより行うものとする。

別記様式(5の(1)関係)

1 年 未 満 保 存 ( 年 月 日 まで )
F N . A 2 - 6 - 0
号 外
年 月 日

総務課長 殿

所	属	長
部		TEL

弔慰経費の予算配賦について（依頼）  
見出しのことについては、下記のとおり予算配賦を依頼する。

記

- 1 配賦依頼額  
事件被害者の弔慰経費            円  
購入物品（例：生花、線香等）
  
- 2 事案の概要
  - (1) 発生日時
  
  - (2) 発生場所
  
  - (3) 被害者
  
  - (4) 被害者遺族（被害者との関係）
  
  - (5) 概要
  
- 3 その他  
購入業者からの請求書の写しを添付する。